（介護予防）通所リハビリテーション利用料金表

（通所リハビリテーション）　[6時間以上7時間未満]

R8.6.1

基本報酬自己負担額(円)　※1

要介護度	負担割合	1日額
要介護1	1割	911
	2割	1,822
	3割	2,733
要介護2	1割	1,074
	2割	2,147
	3割	3,220
要介護3	1割	1,232
	2割	2,463
	3割	3,694
要介護4	1割	1,419
	2割	2,838
	3割	4,257
要介護5	1割	1,603
	2割	3,206
	3割	4,809

＋

その他の費用自己負担額(円)

①日用生活品費(※2)	②教養娯楽費(※3)	③食費	1日額(①～③の合計)
160	150	800	1,110

（介護予防通所リハビリテーション）

基本報酬自己負担額(円)　※4

要介護度	負担割合	1月額
要支援1	1割	2,772
	2割	5,543
	3割	8,314
要支援1（12月超）	1割	2,630
	2割	5,259
	3割	7,889
要支援2	1割	5,180
	2割	10,360
	3割	15,540
要支援2（12月超）	1割	4,864
	2割	9,728
	3割	14,592

＋

その他の費用自己負担額(円)

①日用生活品費(※2)	②教養娯楽費(※3)	③食費	1日額(①～③の合計)
160	150	800	1,110

基本利用料は上記額（基本報酬自己負担額）＋（その他の費用自己負担額）となります。

（地域加算、介護職員等処遇改善可算を含むため利用日数に応じて合計額が異なることがあります。）

（※1）　基本報酬自己負担額には地域加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、中重度者ケア体制加算、処遇改善可算を含みます

（※2）　日常生活費　　石鹸、シャンプー、テイッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等、施設で用意するものをご利用いただく場合

（※3）　教養娯楽費　　倶楽部活動等における材料費用等（書道、華道、折り紙、粘土等）、施設で用意するものをご利用いただく場合

（※4）　基本報酬自己負担額には地域加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、介護職員処遇改善可算、特定処遇改善加算を含みます

通所リハビリテーション加算料金

加算	1割負担	2割負担	3割負担	内容
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	607円／月（6月以内）	1,213円／月（6月以内）	1,820円／月（6月以内）	医師よりリハビリの実施にあたり、詳細な指示を行い、リハビリテーション計画を作成し、計画に基づくリハビリテーションの提供。定期的に評価と計画の見直しを行い、月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリに関する情報の共有を行った場合
	260円／月（6月超）	520円／月（6月超）	780円／月（6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	643円／月（6月以内）	1,285円／月（6月以内）	1,927円／月（6月以内）	（イ）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
	296円／月（6月超）	592円／月（6月超）	887円／月（6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	859円／月（6月以内）	1,718円／月（6月以内）	2,577円／月（6月以内）	（ロ）の要件を満たし、管理栄養士を1名以上配置。栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、栄養・口腔状態に関する情報を共有する。医師が利用又は家族に対して説明した場合
	513円／月（6月超）	1,025円／月（6月超）	1,537円／月（6月超）	
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	293円／月	585円／月	878円／月	リハビリテーションマネジメント加算（イ）、又は（ロ）、又は（ハ）の金額に加えて算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	120円／日	239円／日	358円／日	退院（所）日又は認定日から3ヶ月以内にリハビリテーションを行った場合（1日40分）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円／日	520円／日	780円／日	認知症の方の生活機能改善を目的に個別リハビリテーションを週2回を限度に行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	2,080円／月	4,159円／月	6,238円／月	認知症の方の生活機能改善を目的に個別又は集団によるリハビリテーションを月に4回以上行った場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,354円／月	2,708円／月	4,062円／月	生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションを計画的に行い、居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施する場合（開始月から6月以内）
科学的介護推進体制加算	44円／月	87円／月	130円／月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
入浴介助加算（Ⅰ）	44円／日	87円／日	130円／日	通所リハビリテーション計画上入浴介助を行う場合
入浴介助加算（Ⅱ）	65円／日	130円／日	195円／日	自宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し居宅の状況に使い環境にて介助を行った場合
中重度者ケア体制加算	22円／日	44円／日	65円／日	中重度の要介護の方を受け入れた場合
若年性認知症利用者受入加算	65円／日	130円／日	195円／日	若年性認知症の方ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスの提供をした場合
栄養改善加算	217円／日	434円／日	650円／日	栄養状態を把握し、摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した個別の栄養管理を行い、必要に応じ居宅を訪問する場合
重度療養管理加算	109円／日	217円／日	325円／日	要介護3，4又は5の方で計画的な医学的管理継続して行い、通所リハビリテーションを行った場合
移行支援加算	13円／日	26円／日	39円／日	通所リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円／回	44円／回	65円／回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合（6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円／回	11円／回	17円／回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	163円／回	325円／回	488円／回	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行った場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	168円／回	336円／回	504円／回	（Ⅰ）の取組に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。リハビリマネジメント加算（ハ）を算定している場合（原則3月以内、月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	174円／回	347円／回	520円／回	（Ⅱ）イの取組に加え、リハビリマネジメント加算（ハ）を算定していない場合
退院時共同指導加算	650円／回	1300円／回	1950円／回	病院又は診療所に入院中の方が退院に当たり、当該職員が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に通所リハビリテーションを行った場合
栄養アセスメント加算	55円／月	109円／月	163円／月	栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理必要な情報を活用している場合
リハビリテーション提供体制加算 （6時間以上7時間未満）	26円／回	52円／回	78円／回	理学療法士、作業療法士等が必要人数配置している場合

介護予防通所リハビリテーション加算料金

加算	1割負担	2割負担	3割負担	内容
生活行為向上リハビリテーション実施加算	609円／月	1,218円／月	1,826円／月	生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションを計画的に行い、居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施する場合（開始月から6月以内）
栄養アセスメント加算	55円／月	109円／月	163円／月	栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理必要な情報を活用している場合
栄養改善加算	217円／月	434円／月	650円／月	低栄養状態の改善等を目的に個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅰ）	163円／月	325円／月	488円／月	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行った場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	174円／月	347円／月	520円／月	（Ⅰ）の取組に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合（原則3月以内、月2回を限度）
若年性認知症利用者受入加算	260円／月	520円／月	780円／月	若年性認知症の方ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスの提供をした場合
一体的サービス提供加算	520円／月	1,040円／月	1,560円／月	栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを実施し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月に2回以上も設けた場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円／回	44円／回	65円／回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合（6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円／回	11円／回	17円／回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合（6月に1回を限度）
退院時共同指導加算	650円／回	1300円／回	1950円／回	病院又は診療所に入院中の方が退院に当たり、当該職員が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に通所リハビリテーションを行った場合
科学的介護推進体制加算	44円／回	87円／回	130円／回	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合